

基本憲法 I —— 基本的人権 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（1刷）	修正後（2刷）
p 2	<p>下から 5 行目 「～小前提（<u>B</u>は<u>C</u>である）～」</p> <p>下から 4 行目 「～結論（ゆえに<u>C</u>ならば<u>A</u>である）～」</p>	<p>→以下に修正 「～小前提（<u>C</u>は<u>A</u>である）～」</p> <p>→以下に修正 「～結論（ゆえに<u>C</u>ならば<u>B</u>である～」</p>
p 32	<p>下から 12 行目 「これに対し、買い主が、～」</p>	<p>→以下に修正 「これに対し、<u>反対派住民たる</u>買い主が、～」</p>
p 60	<p>最終行 「～（長谷部 142～143 頁）。」</p>	<p>→以下に修正 「～（長谷部 144～145 頁）。」</p>
p 61	<p>上から 4 行目 「この見解によれば、憲法 <u>12 条</u>は、多数決によって制限されない「切り札」としての権利と区別される、「<u>つねに公共の福祉のために利用されるべき権利・自由</u>」の保障規定とされる。」</p>	<p>→以下に修正 「この見解によれば、憲法 <u>13 条</u>後段は、多数決によって制限されない「切り札」としての権利と区別される、「<u>公共の福祉の許す範囲内でのみ行使される</u>」一般的な自由の保障規定とされる。」</p>
p 231	<p>問題文（アミカケ部分）下から 7 行目 「～5 条 1 号に該当する～」</p>	<p>→以下に修正 「～5 条 <u>1 項</u> 1 号に該当する～」</p>
p 232	<p>下から 10 行目 「～本条例 5 条 1 号の～」</p> <p>下から 6 行目 「～条例 5 条 1 号は～」</p>	<p>→以下に修正 「～本条例 5 条 <u>1 項</u> 1 号の～」</p> <p>→以下に修正 「～条例 5 条 <u>1 項</u> 1 号は～」</p>
p 340	<p>下から 6 行目 「～という事件が題材になっている。」</p>	<p>→以下に修正 「～という事件が、<u>それぞれ</u>題材になっている。」</p>

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）
p 45	上から 5 行目 「『全体の奉仕者』(15 条 <u>1</u> 項) →下線部を「2」にする	→以下に修正 「『全体の奉仕者』(15 条 <u>2</u> 項)」
p 85	下から 18 行目 「死刑又ハ <u>無期懲役</u> 」→読点をトル	→以下に修正 「死刑又ハ無期懲役」
p 192	上から 10 行目 「～こと <u>か</u> ができる」→下線部をトル	→以下に修正 「～ことができる」
p 230	下から 9 行目 「現在も県内に <u>現在でも</u> 」 →下線部をトル	→以下に修正 「現在も県内に」
p 330 p 330 p 333 p 333 p 333 p 334	下から 19 行目 下から 15 行目 上から 2 行目 下から 7 行目 下から 3 行目 上から 5 行目 「 <u>適示</u> 」→「 <u>摘</u> 」にする	→以下に修正 「 <u>摘要</u> 」

※3～5刷時は追加すべき訂正が見つかりませんでした。